



平成 28 年 2 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 ビーロット
代表者名 代表取締役社長 宮内 誠
(コード番号:3452 東証マザーズ)
問合せ先 TEL. 03-6891-2525

定款の一部変更及び取締役、会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、本日平成 28 年 2 月 19 日開催の監査役会において、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う会計監査人の異動を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

これを受け、本日開催の取締役会において平成 28 年 3 月 25 日(金曜日)開催予定の第 8 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」、「取締役 4 名選任の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づき、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役と責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、今後将来の最適なコーポレートガバナンス体制の構築を目指した整備に向け、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の第28条(取締役の責任免除)第2項と第36条(監査役の責任免除)第2項を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更につきましては、事前に当社の各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)

<p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第36条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第36条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

(3) 変更の日程

定款変更の為の定時株主総会日 平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

2. 取締役選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をいたします。

(1) 再任取締役候補者

宮内 誠 (現 当社代表取締役社長)
長谷川 進一 (現 当社取締役副社長)
望月 雅博 (現 当社取締役副社長)

(2) 新任取締役候補者

苧坂 隆 (現 株式会社ザイマックス 取締役 執行役員副会長)

(3) 新任取締役候補者の略歴

<p>おきか たかし 苧坂 隆</p>	昭和 53 年 4 月	株式会社大沢商会 入社
	昭和 57 年 9 月	株式会社日本リクルートセンター(現:株式会社リクルート) 入社
	平成 7 年 6 月	株式会社リクルートビルマネジメント(現:株式会社ザイマックス) 取締役就任
	平成 18 年 7 月	株式会社ザイマックスキューブ 代表取締役社長就任
	平成 19 年 6 月	株式会社ザイマックス 執行役員副社長就任
	平成 26 年 6 月	同社執行役員副会長就任(現任)

注 1. 苧坂隆氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員とする予定です。

3. 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決議に基づいております。

(1) 異動年月日

平成 28 年 3 月 25 日

(2) 就退任する公認会計士等の概要

① 就任する公認会計士等の概要

1) 名	称	東陽監査法人																																						
2) 所	在	地	東京都千代田区神田美土代町 7 番地																																					
3) 業	務	執	行	社	員	の	氏	名	(予	定)	山	田	嗣	也	、	中	里	直	記	、	松	本	直	也														
4) 監	査	事	務	所	登	録	制	度	に	お	け	る	登	録	状	況	日	本	公	認	会	計	士	協	会	の	上	場	会	社	登	録	さ	れ	て	お	り	ま	す	。

② 退任する公認会計士等の概要

1) 名	称	有限責任監査法人トーマツ																
2) 所	在	地	東京都港区港南二丁目 15 番 3 号															
3) 業	務	執	行	社	員	の	氏	名	松	野	雄	一	郎	、	高	橋	篤	史

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成 27 年 3 月 27 日

(4) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了となるため、その後任として新たに東陽監査法人を会計監査人として選任するものであります。

また、監査役会が東陽監査法人を会計監査人として選任した理由は、独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

以上